生徒・保護者 各位

県立小禄高等学校長

暴風(特別)警報発令時の取り扱いについて

平素より本校の教育活動におけるご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、暴風（特別）警報等時における本校の授業再開について、下記の通りと致しますので生徒の安全確保について保護者の皆様の協力よろしくお願いします。

記

Ⅰ 「暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報」発令中は休校になります。

沖縄本島中南部地方に「暴風（特別）警報等」が発令されたときには、原則として学校は休校となります。

※ 台風(暴風域)が接近している際の臨時休校は、沖縄県教育委員会よりお知らせがあります。
沖縄県教育委員会のホームページ、または、テレビ・ラジオ等の「台風に関する情報」「ニュース」等で情報を収集して下さい。

Ⅱ 「暴風(特別)警報等が解除」になった時、次の３つの場合があります。

１ 午前６時までに警報が解除された場合、 早朝も含めて通常通りとなります。

２ 正午(12:00)までに警報が解除され、公共交通機関の運行が再開された場合は、14時までに登校し、ＳＨＲ・授業を再開します。

※ ＳＨＲ後に授業を行います。校時表はその時の状況を考慮し、当日提示します。
※ 弁当販売はありません。各自で準備して下さい。

３ 正午(12:00)以降に解除になった時は、臨時休校となります。 登校する必要はありません。

※ 原則ＳＨＲ開始時に遅れた場合には遅刻、授業を受けなかった場合には欠席とします。
ただし、通学区の状況で登校が困難であった生徒については、その状況を考慮して遅刻、欠席を取り消すかどうか判断します。